

シンポジウム

憲法について あらためて考えよう

～安全保障法制の施行にあたって～

開催日
2016年（平成28年）
3/19土
開始 午後2時～
（開場 午後1時30分）

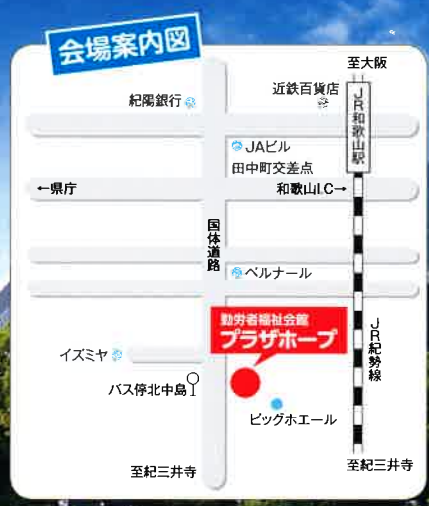
場所
和歌山県勤労福祉会館
プラザホープ
4階大ホール（250名収容）
和歌山市北出島1丁目5番47号
電話 073-425-3335

内容
◆基調報告
「安保法成立の経過と問題点
これまでの反対運動とこれからの取り組み」
和歌山弁護士会憲法委員会委員
◆リレートーク（10名程度）
参加者からの発言

参加費は無料
事前申込みは不要

昨年9月19日に安全保障関連法案が可決、成立しました。しかし、これらの法律については、日弁連も全国のすべての弁護士会も、憲法9条に違反するものであり、法律で憲法を実質的に変えてしまうことは立憲主義に反するものであるとして反対してきました。成立後においても、この法律の問題性は何ら変わっていません。

そこで、この法律が施行される時期に、改めて、憲法とは何か、立憲主義の意義、憲法が定める恒久平和主義や民主主義についてみんなで発言し、共に考えるシンポジウムを開催することにしました。
皆さん、ぜひ、ご参加をお願いいたします。



写真は安保法制に反対する7.12和歌山大集会